

平成25年度

ものづくり小規模事業者等人材育成事業

【第3回技術継承支援者公募要領】

募集期間：平成25年10月28日（月）～11月18日（月）

応募方法：郵送・宅配便

【申請書提出先・問い合わせ先】

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

中小企業庁 経営支援部 創業・技術課

ものづくり小規模事業者等人材育成事業 担当

電話番号：03-3501-1816

F A X：03-3501-7170

◇応募は郵送又は宅配便により行なってください。

◇問い合わせの対応時間は、10:00～12:00、13:00～18:00（土日祝日除く）となります。

◇本公募要領及び申請等に係る様式は、中小企業庁のホームページからダウンロードできます。

（URL）<http://www.chusho.meti.go.jp/>

平成25年10月

中小企業庁 経営支援部 創業・技術課

【 目 次 】

I 本事業について

- 1 事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 頁
- 2 募集内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 頁
- 3 技術継承支援者の業務・・・・・・・・・・2 頁
- 4 応募・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 頁
- 5 技術継承支援者の審査・・・・・・・・・・4 頁
- 6 その他留意事項・・・・・・・・・・4 頁

II 申請書等の様式

様式1 「ものづくり小規模事業者等人材育成事業」技術継承支援者申請書

別紙1 申請者の略歴等

様式2 講習等実施計画書

様式3 講習等の実施を予定する機関の過去の講習等の実施状況等

様式4 「ものづくり小規模事業者等人材育成事業」技術継承支援者推薦書

様式5 講習等の変更に関する申請書

別紙2 講習等変更実施計画書

様式6 講習等実施状況報告書

I 本事業について

1 事業の目的

ものづくり小規模事業者等の製造現場において中核として働く人材（以下「中核人材※¹」という。）が、国が認定した優れた技術・技能を有する技術継承支援者の実施する講習等を受講することにより、当該製造現場に必要な技術・技能等の習得を支援するとともに、当該ものづくり小規模事業者等における自社内での中長期的な人材育成の取組が行われることを目的とします。

※1 中核人材とは、製造現場において概ね5年以上の経験を有する者であって、現在又は近い将来において、社内で技能者等の育成に従事する者を指します。

2 募集内容

中小企業庁は、講習等により、ものづくり小規模事業者等の中核人材に対し技術・技能の継承を支援する者（以下「技術継承支援者」という。）を公募し、外部有識者により構成される第三者委員会の審査により認定します。

後日、認定された技術継承支援者が実施する講習等を指定し、当該講習等の受講を希望するものづくり小規模事業者等に対する補助金の公募を行ないます。

（参考）ものづくり小規模事業者等に対する補助金の公募

<http://www.sunvertex.co.jp/archives/3360>

なお、当該認定については、本年度限りにおいて有効なものとしします。

（1）技術継承支援者の要件

ものづくり小規模事業者等の中核人材を対象に、技術・技能の継承に取り組む意思及び能力を有し、次のいずれの要件も満たす者

ア ものづくり現場又はものづくり技術・技能の教育を行う機関において、豊富な実務経験（概ね25年以上）を有する者※²

※2 ものづくり現場とものづくり技術・技能の教育を行う機関双方の経験がある場合は、これらの期間の合計が概ね25年以上であれば足りる。

また、第三者委員会において、技術・技能の継承に特に必要と認める場合には、実務経験が概ね25年に満たない場合でも要件を満たすものとして取扱うこととします。

イ ものづくり小規模事業者等の中核人材等に対する指導経験を有する者であって、（2）のアからウのいずれかの講習等の実施を予定する機関等からの推薦を有する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員との関係を有しない者

(2) 対象となる講習等の内容

ものづくり小規模事業者等の中核人材を対象にした、次のいずれかの内容に関する講習等※³を対象とします。

※3 対象の講習等は、広く受講者を募り開催するものに限ります。

ア 技術・技能の向上に関する講習等

特定ものづくり基盤技術に関連のある分野（「6 その他留意事項」を御確認ください。）に係る内容であって、技術・技能を高めまたは広げること、製品製造に係る複数の工程の作業を自ら考え、遂行することができる能力を習得できる講習等

イ 仕事を教える能力に関する講習

作業内容や現場構成の特性に応じた機器の使い分け・操作等について、ものづくり現場で働く若手の人材に教える能力を習得できる講習等

ウ 現場改善に関する講習等

製造現場の構成や作業手順等を改善する能力を習得できる講習等

(3) 事業期間

技術継承支援者として活動いただく期間、つまり講習等の開催期間は、平成26年2月26日（水）までとします。

3 技術継承支援者の業務

講習等の開催機関等と連携し、ものづくり小規模事業者等の中核人材を対象に、技術・技能の継承に必要な能力に関する講習等を実施していただきます。

(1) 講習等の実施

講習等は、申請時に提出した講習等実施計画書【様式2】により、実施するものとします。

なお、講習等の内容を変更しようとする場合には、講習等の変更に関する申請書【様式5】を、当該講習の開始予定日の30日前までに中小企業庁に提出し、予め承認を得ることとします。

(2) 活動に関する報告

講習等の実施に当たっては、講習等実施状況報告書【様式6】により、都度、終了後14日以内又は平成26年3月4日（火）のいずれか早い期日までに事務局に対して実施状況を報告してください。

4 応募

(1) 募集期間

平成25年10月28日（月）～11月18日（月）17時必着

(2) 提出物

ア 「ものづくり小規模事業者等人材育成事業」技術継承支援者申請書
【様式1】

イ 講習等実施計画書 【様式2】

ウ 講習等の実施を予定する機関の過去の講習等の実施状況等【様式3】

エ 「ものづくり小規模事業者等人材育成事業」技術継承支援者推薦書
【様式4】

アからエの書類を中小企業庁に対しそれぞれ5部（正本（ホチキス止めなし）1部、副本（ホチキス止め）4部）提出していただくとともに、これをword形式で保存したコンパクトディスク、デジタルバーサタイルディスク又はUSBメモリー（1部）を同封してください。

ただし、添付書類については、書類（紙）のみの提出でも構いません。

(3) 提出先

経済産業省中小企業庁経営支援部創業・技術課

ものづくり小規模事業者等人材育成事業（補助金）担当

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

(4) 提出方法及び提出に当たっての注意事項

- ・ 持参又は郵送してください。
- ・ 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時までとします。
- ・ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります（提出期限必着のこと。）。
- ・ 提出された応募書類等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできません。また、返還も行いません。
- ・ 応募資格を満たさない者が提出した応募書類等は、無効とします。
- ・ 虚偽の記載をした応募書類等は、無効とします。
- ・ 応募書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ・ 提出された応募書類等は、経済産業省において、審査以外の目的に提出者に無断で使用しません。審査の結果、技術継承支援者候補として選定された者が提出した申請書類等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。
- ・ 応募書類等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の計画を行っている場合は、その履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがあります。

(5) 応募に関する質問の受付及び回答

ア 受付先

経済産業省中小企業庁経営支援部創業・技術課

ものづくり小規模事業者等人材育成事業（補助金）担当

TEL：03-3501-1816

FAX：03-3501-7170

イ 受付方法

電話、FAX（様式自由）にて受け付けます。

ウ 受付期限

平成25年11月15日（金）までの平日の10時から18時まで

5 技術継承支援者の審査

(1) 審査項目

技術継承支援者は、中小企業庁に設置する外部有識者から成る第三者委員会において、次の項目等を総合的に評価して審査、選定します。

ア 申請者のスキル・活動実績

- ・ 申請者のスキルや活動実績は、本事業を行うに当たって十分なものか。

イ 本事業において実施しようとする講習等の内容

- ・ 本事業の趣旨と照らして、講習等の内容が適切であるか。
- ・ 提案事業の実施により、今後、ものづくり小規模事業者等における技術・技能の継承が促進されるか。

ウ 講習等の実施計画

- ・ 講習等の実施計画、実施体制が具体的に示されているか。
- ・ 予定される受講料等が内容と比べて適切か。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査の結果、採択された応募者には、文書により遅滞なく通知します。

6 その他留意事項

(1) 特定ものづくり基盤技術

我が国製造業の国際競争力の強化等に特に資する技術を経済産業大臣が指定します。

ア 組込みソフトウェア

生産機械を始めとして家電や携帯電話、自動車、自動改札機等多岐にわたる分野の製品固有の機能を実現し、製品の出荷時に当該製品の製造業者などによって、インストールされており、当該製品のユーザーによって追加・変更・削除が（原則的に）行えないソフトウェア。

イ 金型

多岐にわたる原材料（金属、プラスチック、ゴム等）を所定の形状に成形加工するための金属の工具。金型の種類は成形する材料や成形方法によって様々であり、鋳造金型、鍛造金型、プレス金型、射出成形金型、ダイカスト金型、粉末成形金型等。

ウ 冷凍空調

冷凍、冷蔵を行うため製氷機器・冷凍冷蔵機器・空調機器等を用いた設備の設計、製作、施工、維持管理するために必要な技術。本技術指針で取り扱う冷凍空調技術は、主に食品の生産・保管・流通・販売・加工等に用いられる機器に係る技術。

エ 電子部品・デバイスの実装

プリント配線板等の基板へ半導体デバイス、電子部品等をはんだ等を用いて取り付ける技術等。電子機器の小型化、高性能化に伴う電気特性や強度、信頼度等の要求性能の向上に伴い、3次元実装や複合実装等。

オ プラスチック成形加工

原料のプラスチックに一次元、二次元、または三次元の成形加工を施しプラスチック製品を作製する加工技術。射出成形、押出成形、圧縮成形等。

カ 粉末冶金

一般に金属粉末やセラミックス粉末の集合体を融点よりも低い温度で加熱し固化させ焼結体と呼ばれる多孔体及び緻密な物体を得る技術であり、焼結金属やセラミックスを得る際に利用される。

キ 溶射・蒸着

金属やセラミックス等の材料を、様々な熱源を用いて溶融し基材表面に吹き付ける又は堆積させることにより、材料に皮膜・薄膜を作る表面加工技術。溶射技術に関しては、ガス式溶射（フレイム溶射、高速フレイム溶射等）、電気式溶射（アーク溶射、プラズマ溶射、線爆溶射等）、コールドスプレー等。蒸着技術に関しては、真空蒸着、スパッタリング等を含む物理蒸着（PVD：Physical Vapor Deposition）、化学蒸着（CVD：Chemical Vapor Deposition）。

ク 鍛造

金属材料を機械・工具により加圧し、所要の形状・寸法に塑性変形すると同時に、組織や性質を改良する技術。

ケ 動力伝達

機械の動力・運動エネルギーを伝達する技術であり、具体的には歯車、カム、チェーン、ベルト等の部品の組み合わせによって実現される。動力伝達技術は輸送機械、産業機械、航空機等に代表される機械及び装置等において動力伝達、回転軸の変換、回転速度の加減速等を行う基盤的な技術。

コ 部材の締結

部品と部品、部分と部分の被締結部を、ボルト、ナット、小ねじ、タッピンねじ、リベット、ピン等の部品を用いて締結する技術。

サ 鋳造

砂型・金型・プラスチック型等の鋳型空間に熔融金属を流し込み凝固させることで形状を得る技術。

シ 金属プレス加工

加圧装置であるプレス機械によって金属材料を金型面に押し付け、金型形状を金属材料に転写する加工法であり、量産性及びコスト競争力に優れた技術。

ス 位置決め

工作機器単体、またはそれらを組み合わせ、NC装置、リニアスケール等の位置決めに関する機器を用いることにより、作業の対象物及び作業をする機械自身又はその要素を、目的とする位置に移動・停止する技術、その位置を保持する技術並びに位置を制御する技術。

セ 切削加工

切削工具、研削砥石、電気、光エネルギー等を使用して金属、ガラス、セラミックスやプラスチック等の素材を削り取り、必要な寸法や形状を得る加工技術。

ソ 繊維加工

紡績、糸加工、織編加工、不織布、染色、機能性付与、縫製等、繊維を対象とした様々な加工に関する技術。

タ 高機能化学合成

様々な有機化合物を原料とし、化学反応によりディスプレイ、光記録、プリンタ、エネルギー変換等の分野で必要不可欠な有機材料を化学合成する製造技術。

チ 熱処理

主に金属材料に加熱、冷却の熱操作を加えることにより、材料の耐久性として、耐摩耗性、耐疲労性、さらに耐食性、耐熱性といった種々の特性を付与する技術。

ツ 溶接

一般には二つの素形材の重ね合わせ部等において、接合する部分を熔融状態にし、必要に応じて溶加材を補充しながら凝固させて接合する技術。

テ 塗装

金属、プラスチック、木材、コンクリート、ガラス、皮革等のあらゆる物体（被塗物）の表面に塗料を塗布することにより、塗膜層を形成させる技術。

ト めっき

金属を溶かした水溶液中に部材を浸し、電気や化学反応等で、部材表面に金属被膜を形成し、耐腐食性、耐摩耗性、電気的特性、磁性等の素材にない機能や性質を付加する技術。電気めっき、無電解めっき、化成処理等。

ナ 発酵

醤油、味噌、酒に代表される伝統的発酵技術のみでなく、微生物を含む多様な生物の機能を利用してビタミン、抗生物質等の製造に係る技術。

ニ 真空

大気より低い圧力の空間の力学的、物理的、化学的性質や、気体プラズマ、荷電粒子の性質を利用する技術。

詳細：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm>

(2) 講習等の実施を予定する機関等からの推薦

例えば、自ら講習等を行う機関が、当該講習の講師を推薦する場合等が想定されます。

(3) 対象となる講習等の考え方

1つのプログラムを複数の講師が担当する場合、8割以上の部分を技術継承支援者が担当するのであれば、当該プログラムを本事業の対象として扱うことが可能です。

(4) 講習等実施計画書の書き方

原則、全ての項目について具体的に記載してください。

ただし、会場については、開催予定の市町村名までの記載でもよいこととし、会場借料の変動により受講料の変動が生じる可能性のある場合は、その旨の記載をしてください。

なお、その場合であっても、別に行われる受講者の公募の開始（１１月下旬予定）までの間に会場及び受講料を決定していただきます。

(5) 事業計画の変更等

ものづくり小規模事業者等への公募開始後、講習等の内容を変更しようとする場合又は講習等を廃止しようとする場合等には、事前に中小企業庁の承認を受けなければなりません。

(6) 反社会勢力

反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

- １．暴力団 ２．暴力団員 ３．暴力団準構成員
- ４．暴力団関係企業 ５．総会屋等 ６．社会運動等標ぼうゴロ
- ７．特殊知能暴力集団等
- ８．前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(7) 補足説明等

この公募要領で定めるもののほか、補足の説明や解釈については、別途、ホームページに掲載します。

URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html>